

# 岩手県バレーボール協会審判委員会規程

(名 称)

第1条 岩手県バレーボール協会審判委員会と称する。

(目 的)

第2条 岩手県バレーボール協会審判委員会（以下「本委員会」という。）は岩手県内のバレーボール競技における審判員の判定に、適正と統一を期するため、審判員を公認し、これに登録する。岩手県バレーボール協会（以下「本会」または、「I.V.A」という。）が主催・主管または後援する各種競技会（岩手県民体育大会バレーボール競技を含む）の審判員の割当は、原則として本委員会の委員（大会審判委員長）が公益財団法人日本バレーボール協会（以下「J.V.A」という。）公認審判員と本委員会が公認する審判員の中から割当てる。

(委員会の構成員)

第3条 本会の常任理事の中から本会会長が委嘱する者と、本会の規約第5条(2)による各加盟団体から推薦された者とおよび本委員会委員長が推薦とする委員で構成する。

(役 員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 委員長  | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 登録部長 | 1 名 |
| (4) 審判部長 | 1 名 |
| (5) 主 事  | 1 名 |
| (6) 副主事  | 若干名 |

第5条 委員長は、本会の常任理事の中から本会会長が委嘱する。

第6条 委員長は、本委員会の会務を統括し本委員会を代表する。

第7条 副委員長は、委員長の推薦により本委員会の同意を得て委員長が委嘱する。

第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 登録部長、審判部長、主事、副主事は委員長の推薦により、本委員会の同意を得て委員長が委嘱する。

第10条 本会が主催及び後援並びに本会の規約第5条(2)による加盟団体が主管するすべての大会の審判委員長は本委員会の委員が、その任に当たる。

第11条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第12条 本委員会の重要事項を協議決定する。

- 2 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 3 委員会は、年4回程度の開催とし、毎年4月の6・9人制競技規則「修・改正点」審判伝達講習会の前日に定期開催することを原則とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催しなければならない。
- 4 委員会においては、次の事項を協議決定する。
  - (1) 事業報告
  - (2) 収入支出決算

- (3) 事業計画
- (4) 収入支出予算
- (5) J.V.A公認A級審判員資格取得審査会への受講者の推薦
- (6) J.V.A公認B級審判員講習会への受講者の推薦
- (7) 全国大会への派遣審判員の推薦
- (8) 東北ブロック大会への派遣審判員の推薦
- (9) その他必要な事項

第13条 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部)

第14条 本委員会に次の専門部を置く。

- (1) J.V.A審判登録部とI.V.A県公認登録部及びI.V.A審判部を置く。
  - ① J.V.A審判登録部は、岩手県内のJ.V.A公認審判員とJ.V.A公認判定員の登録及び資格を管理し、J.V.A審判規則委員会に報告する。
  - ② I.V.A県公認登録部は、I.V.A公認審判員の登録と資格を管理する。
  - ③ I.V.A審判部はバレーボール競技規則の「修・改正点」や審判技術に関する研修会等を実施し岩手県内の公認審判員の資質向上に努める。
- (2) J.V.A審判登録部とI.V.A審判部の事務局は、花巻市石鳥谷町五大堂21-67に置く。
- (3) I.V.A県公認登録部の事務局は、一関市上坊6-13に置く。

(登録料と6・9人制競技規則代金および公認章料)

第15条 本委員会が管理するJ.V.A公認審判員とI.V.A公認審判員の登録料と6・9人制競技規則代金および公認章料は次の通りとする。

- (1) 登録料(ケースブック付6・9人制競技規則代金含む)

| 所 属   | 資 格 | 県登録料(毎年)    | 更 新 期      | 6・9人制ブック代等 | 計       |
|-------|-----|-------------|------------|------------|---------|
| J V A | 名 誉 | —           | 終 身        | 希望者販売      | —       |
|       | A 級 | 2,000 円     | 平成奇数年(4年間) | 2,160 円    | 4,160 円 |
|       | A 候 | 2,000 円     | 平成奇数年(2年間) | 2,160 円    | 4,160 円 |
|       | B 級 | 2,000 円     | 平成奇数年(2年間) | 2,160 円    | 4,160 円 |
|       | C 級 | 2,000 円     | 平成奇数年(2年間) | 2,160 円    | 4,160 円 |
| 岩手県   | 名 誉 | 申請時 1,000 円 | 終 身        | 希望者販売      | 1,000 円 |
|       | 1 級 | 2,000 円     | 平成奇数年(2年間) | 希望者販売      | 2,000 円 |
|       | 2 級 | 1,000 円     | 毎 年        | 希望者販売      | 1,000 円 |

- (2) J.V.A公認章およびI.V.A公認章代金

| J.V.A公認審判員 | 公認ワッペン | I.V.A公認審判員 | 公認ワッペン | 公認バッジ  |
|------------|--------|------------|--------|--------|
| A級審判員      | 4,100円 | 名誉審判員      | 2,600円 | 1,400円 |
| A級候補審判員    | 3,000円 | 1級審判員      | 2,150円 | 950円   |
| B級審判員      | 2,800円 | 2級審判員      | 1,850円 | 850円   |
| C級審判員      | 2,800円 |            |        |        |

(事務局)

第16条 本委員会に事務処理の機関として、事務局を置く。

第17条 事務局に、主事1名、副主事若干名を置く。

第18条 主事は、事務局を統括し、本委員会の事務を処理する。

2 副主事は、事務を処理し、主事に事故あるときは、その職務を代行する。

(会計)

第19条 本委員会の経費は、本委員会が管理するJ.V.A公認審判員とI.V.A公認審判員の登録料と公認章料、事業に伴う収入および一般の寄付金並びにその他の収入をもってあてる。

(規程の変更)

第20条 本規程の改正は、本委員会の決定とするが、重要な事項については常任理事会の承認を必要とする。

附 則

1. 本規程は、平成27年4月1日より施行する。

2. 第15条(1)の改正は平成28年2月1日より適用する。